著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方の検討について

1. 調査研究の概要・結果

- 〇 平成29年度の著作権分科会法制·基本問題小委員会において、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について検討を行うべきとの議論があった。
- 〇 こうした議論を踏まえ、平成29年度、文化庁委託事業として「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」を実施した(一般財団法人ソフトウェア情報センター)。
- 〇 調査研究において, 以下の2点について検討する必要性が示された。
 - ①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入
 - **②独占的ライセンシーへの差止請求権を付与する制度の導入**
- 〇 この調査研究の結果を踏まえ、法制・基本問題小委員会の下に、<u>著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム</u>を設置し、①及び②について専門的かつ集中的な検討を行うこととした。

2. 昨年度の検討の概要・結果

- ワーキングチームでは、まず①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について検討を行い、その後に②独占的ライセンシーへの差止請求権を付与する制度の導入について検討を順次行うこととされた。
- 〇 ワーキングチームは、平成30年度に3回開催された。
- ①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入については、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度導入の許容性及び在り方、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗に伴うライセンス契約に係る契約承継の在り方、著作権分野における他の制度等との関係、といった観点から、具体的な制度設計の検討がなされた。
- 〇 こうした検討の結果, 平成30年度第4回法制・基本問題小委員会(平成30年10月29日) において, ワーキングチームから, 利用許諾に係る権利については, 対抗要件を要すること なく当然に対抗できることとする制度(当然対抗制度)を導入することが適当である</u>旨の審議経過報告がなされた。他方, 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与については, 独占性の対抗制度の導入と併せて, 継続して検討を行う旨報告されている。
- 〇 この内容は、平成31年2月4日に法制・基本問題小委員会報告書として、<u>平成31年2月</u> 13日に文化審議会著作権分科会報告書として取りまとめられた。

3. 今期の検討課題

- 今期は昨年度からの継続課題である以下の2点について検討を行うこととしてはどうか。
 - ・ ①のうち、独占性の対抗制度の導入
 - ②独占的ライセンシーへの差止請求権を付与する制度の導入